

岩手町木づかい住宅等普及促進事業

ウッドショックによる建築用木材の高騰に対する負担軽減や地域木材の利用促進等を支援するため、町産木材や県産木材を使用した住宅等の建築費用の一部を補助します。



○ 補助対象者

- 住宅の場合、建築主が町民 または 住宅完成後、に移住（岩手町に住民登録）すること
- 住宅以外の建物の場合、建築主が町民 または 岩手町で事業をすること

○ 補助金の計算方法

町産木材・県産木材を使った「新築住宅」

最大200万円補助！

区 分	補助金額（ア～エの合計額）	
	町産木材	県産木材
ア) 木材使用数量1 m ³ につき	5万円	2万5千円
イ) 子育て世帯加算(18歳未満)	20万円	20万円
ウ) 省エネ住宅加算	15万円	15万円
エ) バリアフリー住宅加算	15万円	15万円

※県産木材のみを使用した場合は100万円が上限となります。

町産木材を使った「住宅以外の建物」

最大40万円補助！

区 分	補助金額
ア) 木材使用数量1 m ³ につき	2万円

町産木材・県産木材を使った「住宅リフォーム」

最大80万円補助！

区 分	補助金額（ア～エの合計額）	
	町産木材	県産木材
ア) 木材使用数量1 m ³ につき	2万円	1万円
イ) 子育て世帯加算(18歳未満)	10万円	10万円
ウ) 省エネ住宅加算	15万円	15万円
エ) バリアフリー住宅加算	10万円	10万円

※県産木材のみを使用した場合は50万円が上限となります。

【 詳しい条件や申請方法等につきましては、裏面をご覧ください 】

○ 補助金の加算条件

子育て世帯加算	18歳未満の子と同居していること。18歳未満の子は、18歳に達する日以降の最初の3月31日から妊娠中の胎児までとします。
省エネ住宅加算	断熱等性能等級4以上
バリアフリー住宅加算	高齢者等配慮対策等級3以上

○ 計算例

ケース1 新築住宅で、町産木材を20m³と県産木材を5m³使用し、子育て世帯加算・省エネ住宅加算・バリアフリー住宅加算をする場合

$$\text{計算式} \mid \underbrace{(20\text{m}^3 \times 5\text{万円})}_{\text{町産木材使用分}} + \underbrace{(5\text{m}^3 \times 2.5\text{万円})}_{\text{県産木材使用分}} + \underbrace{20\text{万円}}_{\text{子育て加算}} + \underbrace{15\text{万円}}_{\text{省エネ加算}} + \underbrace{15\text{万円}}_{\text{バリア加算}} = 205\text{万円}$$

補助金額最大200万円のため、補助金額は200万円

ケース2 住宅リフォームで、町産木材を10m³使用し、省エネ住宅加算・バリアフリー住宅加算をする場合

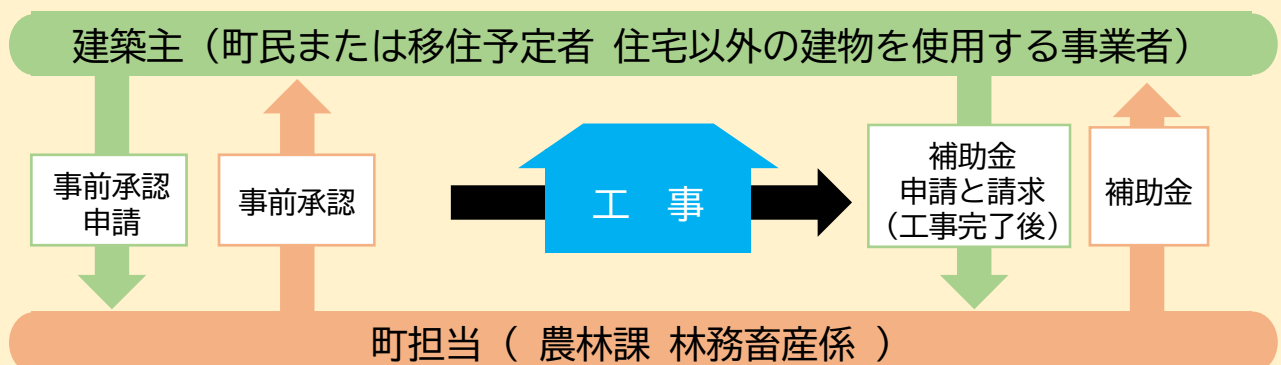
$$\text{計算式} \mid \underbrace{(10\text{m}^3 \times 2\text{万円})}_{\text{町産木材使用分}} + \underbrace{15\text{万円}}_{\text{省エネ加算}} + \underbrace{10\text{万円}}_{\text{バリア加算}} = 45\text{万円}$$

補助金額最大80万円のため、補助金額は45万円

○ 補助を受けるための条件

- 新築住宅の場合、町産木材または県産木材を5m³以上使用すること
- 住宅リフォームの場合、町産木材または県産木材を0.15m³以上使用すること
- 岩手町内に本店を置く建築会社が建てること
- 使用した木材が産地証明制度により証明できること
- 県またはその他の同様の補助金を併用しないこと

○ 申請の流れ



○ 補助金申請に必要な書類と提出時期

- ① 工事着工前・・・補助金事前承認申請書
 - ② 工事完了後・・・補助金交付申請書兼交付請求書と工事完了報告書
- 申請書類は岩手町公式ホームページよりダウンロードまたは、農林課窓口で配布します。



申請書類の
ダウンロードは
コチラ